

令和 6 年度 竹富町結婚新生活支援事業

婚姻に伴う新生活を応援するため、結婚新生活に係る
住居費・引越費用を補助します。



【補助対象経費】

- ・住宅の購入費 ・新居のリフォーム費用
- ・賃料、敷金、礼金、共益費、
仲介手数料
- ・引越費用（引越業者、運送業
への支払いにかかる実費）

【補助金額】

1 世帯あたり

上限 30 万円を支給します。

夫婦の年齢が 29 歳以下の場合は
上限 60 万円を支給します。

※対象経費の実績に応じ
て上限 30～60 万円。

※R6.1.1～R7.3.31 に支出したものに限られます。

対 象 世 帯

1. 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに婚姻届を受理された世帯
2. ご夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下の世帯
3. 前年（1 月から 12 月）の夫婦の所得の合計額が 500 万円未満
4. 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、結婚を機に新たに町内に住宅を購入または賃貸した世帯、引越しをした世帯、リフォームをした世帯
5. 申請時点で夫婦の一方が町内に居住していること
6. 他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと
7. 町税等の滞納をしていないこと

申 請 期 間

令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日

※予算の上限に達した場合には、
受付を締め切る可能性があります。

お 問 い あ わ せ

竹富町こども未来課

子育て・障害福祉係

TEL：87-0089

